

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和４年度第１回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和４年５月１９日（木） 午後２時から午後３時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 ８階大会議室Ａ
4 出席した者の氏名	（津市介護保険事業等検討委員会委員） 伊藤好幸、井上達雄、今井和美、川村輝雄、小出奏穂、高林光暁、永田博一、濱野章、林幹也、堀川正代、渡部泰和 （事務局） 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 福田政一 介護保険担当参事（兼）介護保険課長 木崎彰 高齢福祉課長 高木伸幸 地域包括ケア推進室長 水野浩哉 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 長谷川義記 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹（兼） 地域包括支援センター 岡田美和 介護保険課調整・介護保険担当主幹 永合由典 介護保険課介護保険担当副主幹 鈴木弘一
5 内容	(1) 地域密着型サービス事業者の公募について (2) 紙おむつ等給付事業について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 ０５９－２２９－３１４９ E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 次のとおり

事務局（永合） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和４年度第１回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本検討委員会委員に異動がございましたのでご報告いたします。

津市婦人会連絡協議会の須山委員が都合により辞任されました。また、新たに三重県介護支援専門員協会津支部から小出奏穂様が委員にご就任いただきました。よろしくお願いいたします。
恐れ入りますが、小出様、一言ご挨拶をお願いします。

【小出委員挨拶】

事務局（永合） 小出様ありがとうございました。なお、本日の委員の皆さまの席順につきましては、50音順とさせていただいております。ご了承くださいと思います。

また、本日の検討委員会におきまして、委員であります三重短期大学 武田委員、津薬剤師会 寺田委員、津市民生委員児童委員連合会 中川委員、津市社会福祉協議会 中村委員、被保険者代表 別所委員、津市ボランティア協議会 横山委員がご都合により欠席、また、今井委員より遅れて出席されるとの連絡をいただいております。

このため、委員17名のうち出席委員10名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき当該委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議としたいと思いますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

次に、本市の人事異動に伴い、事務局に異動がございましたので、紹介させていただきます。

【事務局紹介】

それでは、事務局を代表いたしまして、健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。

【健康福祉部長挨拶】

それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の資料といたしまして、事項書、検討委員会委員名簿、資料

1 としまして、「令和4年度津市地域密着型サービス事業者募集要領」、資料2 としまして、「紙おむつ等給付事業について」資料3 としまして、「津市の地域ケア会議開催状況」、最後に、以前に配付させていただきました「津市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の冊子、以上が本日の資料となっております。資料の不足等ございませんでしょうか。

それでは、この後、議事に入らせていただきますが、皆様からご発言をいただきます際のマイクの使用につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、その都度、事務局にて消毒作業を行ったうえで、ご発言者にお渡しさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

渡部委員長

津地区医師会から来ました渡部です。よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力をお願いいたします。

事項書1「地域密着型サービス事業者の公募について」事務局の説明を求めます。

事務局（鈴木）

介護保険課鈴木です。よろしくお願いします。私からは地域密着型サービス事業者の公募についてご説明させていただきますが、その前に、昨年度に募集しました公募の結果についてご報告させていただきます。

昨年、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に応募のありました「株式会社セントレア」様ですが、前回の当委員会では委員の皆様からたくさんのご意見を頂いたところでありますが、その後、津市の方で選定を行いまして、この4月1日から「定期巡回いちし」として、サービスを開始いたしました。

本来であれば、今年の1月に、本検討委員会を開催し、選定結果をご報告させていただく予定でしたが、中止となりましたことから、この場をお借りしてご報告させていただきます。

さて、改めまして、地域密着型サービス事業者の公募ですが、お手元の「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の57ページをお願いします。

この地域密着型サービスは、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される津市が指定している介護保険サービスです。地域密着型サービスは、この57ページにありますように9種類のサービスがございます。今後の整備の方針としましては、この「今後の方針」に記載がありますように、基本的には、地域のニーズや事業者の動向を見ながら、未整備圏域を中心に今後の整備について検討していくこととしています。今回の公募については、この中の4種類のサービスについて、新規の事業所を募集するものであります。

それでは、公募の内容ですが、資料1の「津市地域密着型サービス事業者募集要領」をお願いします。

この公募については、毎年行っておりまして、今年の内容については、1ページ、(2)の「募集を行うサービスの種類及び整備数」をお願いします。昨年に引き続きこちらの4種類のサービスについて、整備を進めようとするものでございます。

それでは、各サービスについて概要を説明させていただきます。1ページ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですが、津市には現在2か所のサービス事業所がございます。このサービスは、ホームヘルパーなどが、利用者から随時、連絡を受ける、又は定期的な巡回訪問により、介護やその他の日常生活上の世話をを行うことや、看護師等が療養上の世話等を行い心身機能の維持回復を図ったりするサービスです。訪問介護と訪問看護を合わせたサービスです。整備数につきましては、昨年度に2か所募集したところ、冒頭にも報告しましたとおり1件の応募があったことから、今年度はその残りの1か所の募集を行います。

右側の募集する圏域につきましては、2ページにあります日常生活圏域図から、すでに整備済みの橋南と昨年度整備を行いました一志圏域を除いた未整備の圏域での募集になります。

次に②認知症対応型通所介護ですが、こちらは津市には現在7か所のサービス事業所がございます。この認知症対応型通所介護は、認知症の症状がある方に対して、能力に応じ自立した日常生活ができるように、事業所に通っていただき、日常生活の世話や生活機能の訓練を行う施設です。認知症に対応したデイサービスです。このサービスの事業形態として、独立した施設で事業を行う単独型と、グループホームなどの居間や食堂を利用し

て事業を行う共用型があります。このサービスは、制度上は公募する必要はございませんが、認知症高齢者の増加が見込まれることから、整備について、県の補助金が活用できる「単独型」を、こちらは圏域を問わず、1か所募集します。

次に③小規模多機能型居宅介護ですが、津市には現在8か所のサービス事業所があります。この小規模多機能型居宅介護は、「通所介護（デイサービス）」と「訪問介護」、「ショートステイ」の三つのサービスを一つの事業所で組み合わせて受けることができるサービスです。利用者は利用登録をした事業所で、「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを生活に合わせて利用することができます。募集といたしましては、未整備圏域である久居、河芸、美里及び香良洲の4地域を優先としつつ、市内全域の未整備地域を対象に2か所募集します。

最後に、④看護小規模多機能型居宅介護ですが、津市には現在1か所のサービス事業所があります。このサービスは、先ほどの小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を追加したもので、介護と看護の一体的なサービスを受けることができることから、医療依存度の高い方などにサービスを行います。募集については、整備済みの西橋内圏域を除く圏域で、1か所募集します。

続きまして、2ページ下段から3ページにかけましては、応募資格について、3ページ下段から4ページにかけましては、応募の無効について、4ページ上段には選定後の補助金の財政的支援について、4ページ中段からは応募方法や選定方法等を記載しております。個々の説明については割愛させていただきます。

最後に、公募のスケジュールですが、8月1日号の「広報津」と津市のホームページに募集案内を登載し、8月19日から9月30日まで約1か月半の間、昨年よりも半月ほど募集期間は長くなりますが、応募を受け付けます。その後、応募のあった事業者から、この事業等検討委員会で委員の皆様と質疑応答を行った後、津市の方で事業者を選定します。選定後につきましては、津市から介護保険事業者の指定を行った後、令和5年4月1日から令和6年4月1日までに事業を開始することになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

渡部委員長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

この4つに絞られているのは他が割と充実しているからということですか。順番にやっていくということでしょうか。

事務局（鈴木） この4つにつきましては、先ほどの計画の57ページにそれぞれの整備方針を記載させていただいておりますが、整備をそもそも見込んでいないサービスもございまして、例えば下から三つ目、地域密着型特定施設入所者生活介護と小規模特養、下から二つ目になりますが、津市として見込まないものがあります。今後の介護給付費の見込みや利用状況、ニーズを考慮して、今年はこの4つで募集させていただきたいと思っております。

渡部委員長 今回この4つが整備の対象ということですね。
他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ありがとうございました。意見がないようですので、事項書2「紙おむつ等給付事業」について、事務局の説明を求めます。

事務局（長谷川） 高齢福祉課の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。
事項書2の紙おむつ等給付事業について、説明いたします。
まず、初めにこの「紙おむつ等給付事業」の検討につきましては、冒頭にも説明がございましたが、令和4年1月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、延期とさせていただきました。前回（令和3年11月4日）に開催しました当委員会におきまして、事業の概要、事業の実績、関連する資料につきまして、ご説明いたしました。限られた時間の中で議題も多く、内容也多岐にわたる中、複数の委員の方々から「全面的に賛成ではないが、課税者を対象外とする案を支持」との意見を頂いたところです。この紙おむつ等給付事業見直しについては、利用者への影響も大きいことから、本日の検討委員会におきまして、改めて事業の説明を行いながら意見集約を行い、次回の検討委員会で市としての検討結果をお示ししたいと考えています。

ここで資料の確認ですが、お手元に資料2、A3のカラーで、左上にイ案・ロ案・参考と記載した資料をお配りしています。

資料の不足等はございませんでしょうか。

では、資料2の1ページをご覧ください。前回と重複する部分もございしますが、欠席されていました委員もお見えだったことか

ら、改めて当該事業の概要等からご説明したいと思いますので、ご了承ください。

まず、紙おむつ等給付事業の「1 事業の概要」ですが、対象者は、寝たきりや認知症などにより常時紙おむつ等を使用し、在宅で生活する65歳以上の高齢者の方になります。紙おむつやリハビリパンツ、尿取パットなど、希望の商品を組み合わせた5,000円相当の商品を16コースに分類し、資料4ページの次のカラー両面の資料になりますが、16種類のコースがありますので参考にご覧ください。毎月、希望された商品について配送業者により自宅まで届けています。

次に、資料2の1ページに戻りますが、「2 事業の実績」でございですが、この紙おむつ等給付事業は、介護保険事業特別会計で実施しています。令和2年度では、実対象者約4,000人、毎月配送のため延べ対象人数は約4万6,000人、年間の給付費約1億3,500万円となっています。給付費の財源ですが、65歳以上の1号被保険者の保険料による負担が23%で約3,100万円、国による負担は38.5%で約5,200万円、県・市の負担はそれぞれ19.25%で約2,600万円となっています。

次に「3 事業に関する国の動向」ですが、資料2の3ページをご覧ください。国の動向ですが、令和2年11月9日付け厚生労働省からの事務連絡で、表題を「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」とする通知がありました。この通知の内容ですが、4ページの「3 支給要件」(1)の下線部分にもありますように、「本人課税の新規・既存利用者については、対象外とする。」との記載があります。つまり、本市が実施する紙おむつ等給付事業については、本人課税者を給付の対象外とするものであります。この国からの通知を受けまして、資料2、1ページの「4 市の対応」をお願いします。

恐れ入りますが、お手元の令和3年4月から令和6年3月までを計画期間とする事業計画の67ページをご覧ください。67ページの(2)地域支援事業費等の中段、【保健福祉事業費の見込み】をお願いします。先ほどご説明しました国の通知を受け、紙おむつ等給付事業の対象外となった課税者に係る事業費については、新たに介護保険事業特別会計の保健福祉事業に計上しました。この紙おむつ等給付事業の実対象者4,000人のうち、本

人課税者を約950人と見込み、給付費を年間3,500万円と試算しています。こちらは65歳以上の高齢者の方の保険料による全額負担でございます。資料2「5経過」をお願いします。前回の11月4日に行われました本検討委員会の振り返りになりますが、前回A案・B案の二つをお示しし、ご説明させていただきました。

A案は、令和4年10月から新規の課税者を対象外として、令和5年4月から課税者全体を一律に対象外とする内容です。

B案は、令和4年10月から新規の課税者を対象外として、既存の課税対象者は、そのまま継続しながら自然減を見込むという、この二つの案を前回お示しし、この二つの案への意見として、資料2の2ページ(2)委員からの意見をご覧ください。

最初に①課税者への考え方について、ということで「個人課税と世帯課税の区分があるが、世帯課税では個人のわずかな年金の中から捻出しないといけない場合がある。」との意見でございますが、国の通知によりますと、今回の課税者とは個人課税の方を対象者とするものであります。

次に②A案に対する意見ですが、「国の考え方に沿ってシンプルで分かりやすく、基本的にはA案の考えであるが、課税者を対象外とすることで、高齢者自身の生活費から捻出しなければならない心配がある。」、「課税者の中には、ぎりぎりやり繰りされている方と、高額の所得の方がいるため、既存の利用者への説得は難しい気がする。」。

次に③B案に対する意見ですが、「課税者の間で、紙おむつ等の給付を受けられる方と、受けられない方がいるため、課税者間での不公平感があってはいけない。」。

④その他の意見として、「市の一般財源を使って負担を緩和する措置をやってほしい。」とのご意見をいただきました。

次に、このような委員の皆様からのご意見を参考にさせていただき、比較的に考えが一致するところの多かった「課税者を対象外とするA案」を基に、A3資料のイ案及びロ案を作成しました。イ案・ロ案の資料の見方でございますが、上の段のオレンジ色の部分が課税者（本人課税）を示しています。下の段の緑色の部分は非課税者を示し、一番下の黄色の部分が課税者と非課税者の紙おむつ等給付事業費を合計した紙おむつ等給付事業費の総額になります。イ案でございますが、非常にタイトなスケジュー

ールとなっています。令和5年4月から課税者を対象外とする内容となっています。このことにより、赤字でお示ししましたように、令和5年度から課税対象者1,033人に影響があり、紙おむつ等給付事業の給付額として3,640万円が減額となります。

次にロ案ですが、表の見方はイ案と同じでございますが、上の段のオレンジ色の部分、課税者の方への対応が異なります。このロ案は、課税者について令和3年から令和5年までの現行の介護保険事業計画の期間はそのまま継続し、次期計画期間の初年度である令和6年4月から対象外とする内容となっています。このことにより、赤字でお示ししましたように課税対象者1,075人に影響があり、紙おむつ等給付事業の給付費3,785万6,000円が減少となります。

この二つの案は、国の通知を受けた取扱いである一方、共通する課題として、課税対象者にとっては、経済的な負担が増えることに加えて、購入手段を考えていただく必要があります。また、介護支援専門員によるケアプランの位置付けが必要になるなど、関係者の負担も生じます。

次に左上に「参考」表示のある資料ですが、今回の見直しの対象である課税者に係る部分のみを抜き出した資料になります。イ案及びロ案の比較では、イ案よりロ案の方が1年間長く現状のままで給付を受けることができ、準備期間が長くとれますが、介護保険料の負担から考えますと給付費1年間分の介護保険料の負担が増えます。

一方、既存の利用者及びケアマネジャーへの周知期間から考えますとイ案よりロ案の方が1年間長く確保でき、さらに介護保険料による負担も含め、令和3年度から令和5年度までの現行の介護保険事業計画の期間の考え方に整合させることが可能となります。また、一番下の「事業の見直しをしない場合」は、今のまま事業を継続した場合における事業の対象者数及び事業費の推移を示しています。令和7年度（2025年）では、課税対象者が1,162人に伸び、給付額が4,088万1,000円の見込み、令和12年度（2030年）では、課税対象者が1,360人、給付額が4,782万5,000円まで伸びる見込みです。この令和12年度の給付額は、65歳以上高齢者1人につき、月額約50円の介護保険料を負担いただくこ

となり、その後、課税者を対象外とする見直しをしない場合、ますます介護保険料に及ぼす影響が大きくなってまいります。

説明は以上となります。長時間の説明となり申し訳ございませんでした。聞き取りにくい部分、分かりにくい部分もあったかと思います。資料や説明へのご質問も含めまして、イ案及びロ案について、また他のお考えについて、委員の皆様からの忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

渡部委員長

ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

基本的なことですけれども、課税者を対象にしないという基本的な理由は何ですか。

事務局（高木）

高齢福祉課長の高木と申します。よろしく願いいたします。

この紙おむつの給付事業に関しましては、先ほど長谷川の方からご説明させていただきました令和2年11月9日の国からの通知が基でございます。こちらにつきましては、介護保険の事業費が全国的に高くなってきていること、そういうことから課税対象というものに対する見直しがされています。その中で、今回、津市の紙おむつの給付について、課税者の方に関しては、国としてはもう給付をやめなさいという形のことが来しました。

ただ、これが令和2年11月に来ておりますので、介護保険事業計画を作る最中でございましたので、急になかなかそれは難しい、ということで今お手元にご置きます計画のところでは、一旦保健福祉事業費の方で見る形にして、その間にどのような形にしていこうか検討していくという形のやり方をしております。そういう流れのもとでこの検討委員会の皆様からのご意見をいただくとするものでございます。課税者の方への対応ですので、前回もなかなか難しいと、委員の皆様からご意見を頂きましたが、基本的なものは、国からの指示に従って対応していこうとするものでございます。

渡部委員長

国の経費削減ということでこうなったのですね。わかりました。

伊藤委員

制度の改正致し方ないという部分もあるとは思いますが、対象者、既存の方、新規の方、それと実施時期、進めるに当たって、混乱のないように進めていただきたいなっていうのがまず1点ございます。

それとですね、一番気になるのはこの1,000人以上の方が今までどおり入手しづらくなるっていうところですけども、有償であれ無償であれ、何らかの形でご本人の手元に届くような方法が何か考えられないかというのがあります。近くにですね、お店があるとか、あるいはご家族の方が車を持っていて、いつでも買い出しに行けるという方ばかりじゃないと思うのですね。一つ申しますと、私が住んでいるところにもバスで買いに行かれる方、あるいは車がないので日常用品をタクシーで買いに行かれる方もいらっしゃいます。結構大変だと思うのですね。今無償配付受けている方じゃないですけども、ご主人が尿漏れパットを使っているんですけども、これを買い出しに行くのに自転車で行っています。結構かさがありますので、一度にたくさん持ってこれないということで、何回も何回も行ってみえる方があります。

それから次に、この4,000何百人の方に配付されている事業者の方ですけども、1,000人からなくなるとこれからも同じように入札に参入してくるのでしょうかね。ということも含めてですね、例えば、今配っているところに、有償で配っていただくとか、あるいは、福祉用具で何かできないのかとか、あるいはスーパーとかで食料品を自宅まで配送してくれます。ちょっと手数料要りますけども。こんなものを活用できないのか。あるいは、ネットなんかで自宅まで配送料無料ってございますけども、なんかそういうことしますよということを制度から外れる方々に周知していただければな、と思います。以上です。

渡部委員長

ありがとうございました。これ非常に大きな問題であると思いますけど、どうでしょう。

事務局（高木）

ありがとうございます。1点目の利用者さんに混乱が起こらないように、まさしく私どももそうかなと考えております。そのために、どのようなことができるかということを検討している

最中でございます。その中で、イ案、ロ案という形で予算も入れさせていただいております。前回、A案の場合ですと令和5年度からどちらも進める形だったのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から1月の検討委員会を延期させていただきましたし、実際に我々の考えていた世の中とは変わってきています。この秋から冬、今年になりまして、かなり物価が上がってきたりとか、世の中からしたら大変な時代になってきているというのもございますので、その部分に関しましては、少しでも長く給付ができて、そうするとその間に周知させていただく時間ができるのかなと考えております。皆様のご意見をその部分からもお聞かせいただきたいと思います。この混乱を来さないためには周知期間というものがある程度必要であろうと考えております。

買物支援に関しまして、先ほどの事業者のこともございますが、現在紙おむつを給付しているところの業者さんに関しましても、やはり数が減ると単価が上がるよという形のことは聞いております。ただ、業者さんに関しましても、今、市の方で給付させていただいている部分というのが一定量5,000円です。5,000円以上を使われる方に関しましては、現在、有償でおむつの配付をしていただく形をお願いしております。そういう形で対応いただいている部分でございますので、もしご利用者様の方で買物に行ってもらえる者がいない若しくは買いに行く場所が近くにないかという場合、先ほどの重たくてとか量が多くてという方ですとインターネットを使うというのもあるのですが、なかなか高齢者ですと使えないよね、というときに業者さんに支援いただけるという部分は市として考えていきたいと考えております。実際に今お話しさせていただいたように、ある程度は対応可能かなと考えています。その部分について、実際事業が開始するまでには確認させていきまして、ご利用者様に周知していけるような形で進めていきたいと考えております。

渡部委員長 ありがとうございます。配送業者に対する費用というのは含まれていたのですか。

事務局（高木） 紙おむつの給付に関しましては、物と配送とセットでやっております。

渡部委員長 すると有償の場合もセットで運送してもらえる可能性はある
のですか。

事務局（高木） それについては、業者様と実際にそうなったときにどうなる
かを考えていくとか相談させていただく必要が出てこようと思
います。今思うのには、市の入札で決定しますので、できたら同
等ぐらいの金額で配達いただけるようなことができればいいの
ですが、入札制度の中でのことをございますので、少し業者さん
と相談させていただくことになろうかと考えております。

渡部委員長 他に何かご意見は。

高林委員 前の方もおっしゃったように、困ってみえる方にサービスが
色んな所に流れているような感じとして一つございます。この
件については、一昨年でしたか、アンケート取っていただいたと
思いますけども。これだけの計画期間が終わってから次回とい
うことになりますかね。途中でというのはないですよ。

事務局（高木） そうですね。

高林委員 特に市の窓口の方がいろいろ困っている事実とかですね、事
業所においてもそれに近い内容をお聞きすることがあり、その
中で、一つはコロナによる、ここでたとえば、世帯に対する課税
とか勘案要素に入っていますけども、ご家族の方が急に仕事が
なくなったとかとなりますと、やはり見ているとその影響がも
ろにご本人にかかってきて大変だなと感じるところがあります
し、もう一つは、世界中の政情不安から消費者物価が少しずつ上
がり始めている、こういうのもそろそろ影響が出てくるかなと
いう感じがしています。できるだけ早く次のステップとして、皆
さんの困っている内容を是非拾い集めていただきたい。

それから、先ほどおっしゃっていただいたようにサービスの
種類を、こんなこともできるんや、というのを今はメディアとか
でいろいろ出てきますので、そういうものに対してニーズを持
たれる方がたくさんあると思うので、そういった形のものを、な
かなか難しいのですけども、今後の課題として是非津市の中で

ご検討いただきたいと思います。

最後に、今回の検討の内容ですけれども、私個人的にはたくさんの方を助けてあげたいという気持ちがあるのですが、国、県と財源がありますし、その中で残念ながら制度の応分負担として絶対外せない内容である、あるいは応能負担と言いますかね。となればやはり財源に限りがある以上、必要な方を優先的に助けていくという考え方もやむを得ないと思います。あとはもう皆さんがおっしゃったとおりで。ただ混乱を来さないように、また時期の問題だけを十分にご検討いただければありがたいというように。以上です。

渡部委員長

はい、ありがとうございます。他にどなたかご意見ないですか。実際にケアプランを作ってみえる小出さん、何かご意見はありますか。

小出委員

失礼します。利用者さんの中には、おむつの支給を受けてみえる方がたくさんいらっしゃって、中には課税の方もいるかと思っています。先ほどの話にもありましたが、息子さんと同居していても、息子さんにおむつを買ってきてとは言いにくく、だからこうしていただいて助かっているわ、という声もたくさんいただいています。また、私白山の方で事業をさせていただいております。また、私白山の方で事業をさせていただいております。また、山間地域でございますので、普通の買物も困っている方がみえて、更におむつとなると、かさもすごく多くなりまして一度にたくさん買えないという実情がありますので、息子さんにも頼めなかったり、家族さんが遠くにいらっしゃったら、ヘルパーさんの利用等をしていただく方法しかできないのかなと思っているのですが、そうなりますと、ケアプランの方に組み込ませていただいて、ヘルパーさんの利用となりますと、そこで介護保険サービスの利用という形にもなりますので、更に負担が増えるのかなというふうに懸念しております。周知徹底も運営の方でしていただくような形になるのかと思うのですが、長く説明期間があると周知徹底ができるのかなというように考えております。以上です。

渡部委員長

貴重な意見ありがとうございます。やはり周知期間は長い方がいいというのは大半のご意見ではないかと思っております。

その間にいろいろな方法が見つかるのではないかと思います。

他にどなたかないでしょうか。

1年間伸びるということに、何か問題だと思われる方ございますか。やはりそれくらい周知期間はあった方がいいと。あとはこれでいいという感じですかね。他ご意見ないでしょうか。

林委員

課税者の方に対しての給付というのはどこかで切らなければいけないというのはわかるのですが、今まで給付を受けていた人とか、新規に受ける人においても、切られたらなかなか困ると思うので、例えば全額の給付がないにしたって、例えば市でそれを少し助成するとか、そういう何か方法がないのかと思います。例えば課税者の中でも所得の低い人、いくらまでの人が年間どれだけ分助成しますよとか。そういう制度が財源的にも作れるのであれば、全額給付の人、一部給付の人とか段階的に分けていただくのもいいかと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。なかなか細かく分類するのは非常に大変な作業かもしれませんが、一つの案としてご検討ください。他にいかがでしょう。

意見がないようでしたら事項書3「その他」について事務局から何かありますでしょうか。

事務局（水野）

失礼します。資料3をお願いいたします。

地域包括ケア推進室からは、令和3年度の実績として地域包括ケア推進室の実施する事業の主要な4本柱の事業のうち、地域ケア会議の推進事業、生活体制整備事業及び認知症総合対策事業の中から、認知症初期集中支援チームの実績について報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず資料3-1をご覧ください。地域ケア会議の実施状況です。ご存知のように5つのケア会議がございます。それらを合わせた開催回数の年次ごとの実績を左下の表のように記載させていただきました。

まず、令和3年度の実績ですが、開催回数が139回、延べ参加者数が1,727人、うち医療関係者の方の参加が146人ございました。令和2年度と比較しますと、開催回数は新型コロナウイルス感染症の関係で開催回数自体は減っておりますが、会

議に参加していただいた人数は令和２年度と同等程度参加していただきました。その会議の中で検討した主な課題といたしましては、右下の円グラフをご覧ください。医療・介護関連が１２％、認知症関連が３２％、精神関係が１０％、介護予防生活支援が７％、その他複合的な課題が３９％ございました。具体的な内容につきましては、そこに記載させていただいておりますが、またお目通しいただければと思います。

次のページ、資料３－２をお願いいたします。生活支援体制整備についてです。生活支援コーディネーターを配置して、住民活動やボランティア活動を含めた支援体制の構築や地域資源の把握、地域ささえあい活動の推進等を行っていくような事業であります。令和３年度も、令和２年度に引き続き津市の社会福祉協議会さんに生活支援コーディネーターを委託させていただいて配置をしております。これについては、先ほど地域ケア会議で抽出された地域課題に対しても共有して取り組んでいただいております。配置数ですが、右側の表です。昨年度と同様に第１層コーディネーターを市全域といたしまして専従で２名、第２層コーディネーターとしまして各社協の支部に計１０名配置しております。地域支援数ですが、第１層、市全域といたしましては２６３回、第２層が２，１０４回でありました。

活動の実績例といたしまして、資料の下段に載せさせていただきましたが、まず地域資源の把握といたしまして、コーディネーター通信の作成、また話し合いの場の創出といたしまして、各地区での地域の困りごと等を住民自らが考え話し合う場を創出したり、通いの場、ささえあい活動の創出としまして、各地区の移動販売誘致等のマッチングを行ったりしております。参考までに、この下段のニーズと取組のマッチングにより創出された一身田中区井戸端サロンにつきましては、令和元年１０月に開始され、現在も引き続き実施していただいております。

最後に、資料３－３をお願いいたします。認知症総合支援事業の中の認知症初期集中支援チームについてですが、ご存じのように市内に２チーム設置しております。令和３年度の実績としましては、訪問支援させていただいた件数が７９件、相談のみの件数が９０件で、合計１６９件でした。認知症の方の相談支援につきましては、即時の対応が求められることが多くあります。チーム支援の実施の効果として、右下の表のとおり、介入前に医師

の診断があった者 28 件が介入後につきましては 54 件で 26 件改善しております。同様に医療サービス・介護サービスについても介入前よりも介入後に利用に繋がっている件数が、それぞれ 31 件と 43 件で改善が見られました。行動心理症状、いわゆる B P S D につきましては、介入前にありの方が 61 件でしたが、介入後には、その症状が抑えられ、29 件減少し、症状がないという方が 47 件という結果でした。以上のことからチーム支援の実施の効果があったと考えております。

地域包括ケア推進室からの報告は以上となります。

渡部委員長 ありがとうございます。これに対して特に質問はありませんか。

委員の皆様、貴重なご意見等いただきありがとうございます。

これをもちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（永合） 渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。

次回の当該委員会につきましては、秋頃の開催を予定しております。開催日につきましては、委員長とも相談した上で、各委員の皆様にご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。